

新型コロナウイルス感染症で 影響を受ける事業者の皆さまへ

～経済産業省・中小企業庁による支援策をご紹介～



経済産業省



強力な資金繰り支援

総額1.6兆円規模の資金繰り支援を実施します。

以下では、資金繰り支援のうち、代表的な制度をご案内させていただきます。

融資

実質無利子・無担保で融資！

新規で創設する「新型コロナウイルス感染症特別貸付」及び「特別利子補給制度」を併せてご活用いただくことで、フリーランスを含む個人事業主や売上が減少した中小・小規模事業者について、実質的な無利子・無担保融資を実現します。（1月末まで遡及適用）

新型コロナウイルス
感染症特別貸付



特別利子
補給制度



実質無利子
無担保融資

別枠の融資枠を設け、金利引き下げ。
無担保でも金利据え置き。

※金利引下げは3年間

※中小1.11→0.21%,国民1.36→0.46%

3年間に渡って、
残りの金利分を助成。

信用保証

通常とは別枠で最大5.6億円の信用保証！

セーフティネット（SN）保証制度（2.8億円）、危機関連保証（2.8億円）で最大5.6億円の信用保証枠を、通常とは別枠で確保します。

通常の
信用保証制度
（最大2.8億円）

SN保証
（最大2.8億円）

危機関連保証
（最大2.8億円）

SN保証4号・5号で支援

4号：100%保証

※全都道府県が対象

5号：80%保証

※影響の大きい業種を指定

危機関連保証

（100%保証）

※全国・全業種が対象

その他の支援策

融資

セーフティネット貸付

対象要件を緩和。「売上高が5%減少」といった数値要件にかかわらず、今後の影響が見込まれる場合も含めて融資対象に。

融資

マル経融資

商工会・商工会議所の経営指導を受けた、小規模事業者を対象に、別枠で最大1000万円まで金利を▲0.9%引下げ。

配慮要請

政府系・民間金融機関に配慮を要請

適時適切な貸出、返済猶予等の既往債務条件変更などを要請。

中小企業金融相談窓口

中小企業庁では、資金繰り支援全般に関してのご質問・ご相談を受け付ける専用ダイヤルを設けております。資金繰りに関してお困りの方は、以下の宛先までご連絡ください。

電話番号 03-3501-1544

開設時間 平日・休日9:00～17:00

上記以外にも複数の支援策を用意しております。以下HPよりご確認ください。

経済産業省HP特設ページにて支援策に関する情報を掲載しています。特設ページでは、関係省庁も含め、事業者の皆さまにご活用いただける支援策をまとめたパンフレットも公開中です。



経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連 で検索、



または右のQRコードよりご確認ください。